

新司法試験審査委員（刑事系科目）に対するヒアリングの概要

（ 委員長 ， 委員 ， 審査委員 ）

審査委員の先生方は新司法試験の採点を終えられた直後であるので、採点の実感等について、率直な感想を聞かせていただきたい。司法試験委員会では、平成20年以降の新旧司法試験合格者数の一定の目安を示すための議論を行うことになっているが、その際にも先生方の御意見を参考にさせていただくつもりである。まず、刑法担当の先生からお願いしたい。

まず、出題の趣旨について簡単に御説明し、その後、採点実感等について述べたい。

刑法では、問題文において捜査の経過及び事件関係者の供述の要旨を示し、証拠関係から認められる具体的な事実をどのように評価し、それに対して刑法の規範をどのように当てはめて結論を導いていくかを問う問題を出題した。刑法の正確な理解と論理的な思考力、また、法的な問題点を抽出してそれを具体的な事実にあてはめて検討する能力、つまり、刑法の具体的な事実に対する適用能力、運用能力がしっかり身に付いているかを問う趣旨で出題している。刑法の問題は旧司法試験の問題傾向とあまり変わっていないという評価も見られるが、重要な相違点が見落とされているように思う。もちろん、刑法の正確な知識は、新司法試験においても当然問われるべきものである。しかし、今回の出題では、法的問題を、具体的な事実にあてはめて、あくまでも具体的に検討することができるかどうかを問うており、旧司法試験とはこの点で極めて重要な相違がある。今回の問題は、単なる規範の記憶、つまり、解釈論を憶えて単に吐き出すというだけでは対応できないものであり、真の刑法の運用能力が問われているのである。

次に、実際に答案を採点して得た実感については、審査委員の間で意見交換を行い、それを踏まえて申し述べるが、細部については、私の個人的な印象あるいは意見であるので、そのように御理解いただきたい。

まず、全体としての答案の出来であるが、旧司法試験と比べて相対的には改善されていると思われる。これは、サンプル問題、あるいはプレテストを通じ、新司法試験の趣旨がある程度伝わり、これを意識した学習がなされた成果であると評価できる。ただし、それはあくまでも旧試験との対比での相対的な評価であり、今回の試験の答案の絶対的な評価としては、出題者としては、率直なところ不満が残っている。それは、出題の趣旨によく合致した答案は多くはなかったからである。

実際の答案において問題があると考えられた点をまとめると、次の2点になる。

第1に、具体的な事実を踏まえた検討が十分に出来ていないことである。法的な問題を抽出した後、要件の具体的な検討に当たり、具体的な事実に一応言及してはいるものの、事実に触れたという程度にとどまり、具体的な事実の持つ意味を吟味して論じるレベルまでには至っていない答案が相当数認められた。つまり、要件の形式的、抽象的な当てはめがなされただけで終わっており、規範が適用されるべき事実の意味付けが十分になされていない答案が多かったわけである。具体的な事実を踏まえた検討を十分行うという点は、先ほど申したように、出題者としては相当重視しているつもりだっただけに、残念であった。

第2に、刑法の基本的な理解や論述における構成力の不足が見られることである。問題

文から抽出された問題相互間の論理的な関係が十分に把握されておらず、問題点ごとに結論が述べられているに過ぎない答案が目についた。これは個別の論点を単に丸暗記し、その内容をいわば吐き出しているに過ぎないものと思われる。旧試験において指摘されていた好ましくない勉強方法の反映ではないか、まだそういうものが残っているのではないかとと思われる。

このような問題点が生じる原因については、いくつかの見方があり得る。一つは、今回の受験生の中のかなりの者は旧試験の受験勉強をしてきた者だという推測である。これらの者は従前の受験勉強の過程でいわば論点主義の丸暗記による学習の態度が身に付いており、法科大学院で教育を受けたにもかかわらず、なお従前の態度が抜けきれず、それが今回の答案に反映されているのではないかということである。

あるいは、次のような見方も可能かもしれない。すなわち、法科大学院においては、実務の基礎に関する教育が行われており、その結果として、例えば、殺意の認定についての論述などにおいては一定の成果が答案上も窺われたように思われるが、刑法プロパーの授業になると指導者が旧来の教育態度を維持して、論点中心で抽象的な解釈重視の記憶本位の教育をなお行っているのではないかということである。具体的な授業内容の検証を経ずに軽々に申しあげることにはできないが、もしこのような教育が行われていたのだとすれば、従前どおりの論点中心の勉強方法でよいのだとの誤ったメッセージを暗黙のうちに学生に伝えていたことになる。新司法試験における刑法の問題は基本的には旧試験と同じであるなどという評価と、このような教育方法に関係があるとすれば問題である。既に申したように、旧試験の問題と新試験の問題とでは重要な違いがあると考えており、法科大学院の教育において、その重要な違いが見過ごされていたとすれば、大きな問題である。このような新試験に関する正しくない理解が指導者だけの問題にとどまっていれば、その見識が問われるだけであるが、そのような理解に基づいて実際の指導がされているとすれば、これは困った問題である。従って、このような誤った理解を正すため、出題の趣旨の公表によって、正確なメッセージを伝えていく必要があると思っている。

最後に、試験答案を採点して、審査委員として法科大学院の側に求めたいことについて意見を申し上げたい。

法科大学院に対しては、刑法の解釈論を学生に正確に理解させることは当然必要なことであるが、その際、具体的な事実在即して考える力を養うこと、つまり、刑法の具体的な運用能力を培う教育をなお一層推進していただきたいと考えている。解釈論を教えることによる成果は目に見える形で比較的短期的に実現可能であると思われるが、それに対し、刑法の具体的な運用能力の涵養は、その成果が必ずしも直ちに目に見えるものではないように思われ、また、一定の時間を必要とする。この意味で刑法解釈論を憶え込ませる教育が学生にとってもいわば満足度の高い教育であって、そのような教育を行う教師に一定の評価が与えられることも理解できるが、そのような教育は、育成が求められる能力のいわば前提となる基礎を形成するものに過ぎないのであって、刑法の具体的な運用能力の涵養こそが必要であるということが見逃されてはならない。このことは法科大学院の刑法担当教員の方には抽象的には理解していただいていることであると考えているが、こうした理解を踏まえた教育を更に具体的に推進する必要があると考えている。

最後に今回の結果を受け、私どもが出題するに当たり、今後、更に検討すべきではないかと考えられることについて簡単に申し上げたい。私どもとしては、新司法試験の趣旨に照らし、今回の問題は、方向性としては正しかったと考えており、今後もこのような方向

性の出題をしていきたいと思っている。ただ、問題文の具体的な作成の仕方や、問題点の提示の仕方については、なお工夫の余地があるのではないかと考えている。例えば、論文式試験の問題の作成に当たっては、出題者の意図がより直接的に伝わり、それに即した検討をより一層促すことができるよう更に工夫し、努力を重ねていく必要があると考えているところである。

それでは、引き続き、刑事訴訟法担当の先生にお願いしたい。

刑法委員の先生と事前のすり合わせをしていないが、これから申し上げることは、局面は違うものの共通する点の多い内容になると思われる。なお、以下に述べる事柄は、刑事訴訟法の考査委員が本日の御報告のために改めて協議準備をしたものではなく、基本的には私個人の考えであるが、それは作問の過程と採点に際しての各委員間の協議を踏まえたものである。

初めに出題の趣旨について御説明する。刑事系科目第2問は、刑事訴訟法分野を扱い、刑事手続の中でも重要な事項である「犯罪の捜査」と「証拠」に関する具体的な長文の事例を設定して、そこで生起する刑事訴訟法上の問題点を抽出、分析させて、問題の解決に必要な法律の解釈、法律の解釈・適用にとって重要な具体的な事実の分析と評価、さらに、それをあてはめて具体的な結論に至る過程を論述させ、これによって、刑事訴訟法及び関係法令の解釈に関する学識と適用能力、論理的思考能力を試そうとしたものである。

具体的に申し上げますと、一つの設問では、警察官による捜査活動の法的規律に関する基本的な問題点を扱った。職務質問・所持品検査という警察官の活動についての可否、あるいは、逮捕に伴う令状なしの捜索、差押の可否などについて、警察官職務執行法、刑事訴訟法の具体的な条文の定める手続、その制度の趣旨に関する正確な理解を踏まえてその要件を解釈し、具体的事実を当てはめることができるかを問うもので、捜査における任意手段・強制手段の法的規律の基本が理解できているかを試したものである。もう一つの設問は、刑事訴訟に固有の領域で実務上も理論上も大事な意味を持っている証拠に関する問題、証拠法の中でも基本的な事項の一つである「伝聞法則」、伝聞証拠の意義についての正確な理解を踏まえた上で、具体的な事実、本問の場合は犯行計画を記載したメモを素材にして、これを用いて犯人の間の共犯関係、共謀をどのように立証するか、すなわち、共謀を立証する場合にこのメモをどのように使うことができるか、その使い方―要証事実・立証事項の設定の仕方―によって基本的なルールである伝聞法則との関係はどうなるかを具体的に訊いた問題である。全体を通じて、いずれの問題についても、単に法解釈論の要件の存否を抽象的に論じるのではなく、事例の中に現れた具体的な事実関係を指摘して、それらの事実関係がどの要件の存在を基礎付けているのかを的確に論じてほしい、そういう趣旨で出題したものである。

次に採点の実感について述べる。まず最初に総括的な個人的印象を述べたい。私は新司法試験考査委員に任命された年度まで、旧司法試験の刑事訴訟法の考査委員を務めており、近年では毎年1,000通以上の旧試験の答案を採点していた。新試験は初めてのことであり、また、その中の一部の答案を採点したに過ぎず、全答案の傾向を確実に把握しているわけではない。単純に新旧答案内容の安易な比較や断定的評価はもとより不可能であるが、全般的、総括的な印象を述べると、新試験答案においては旧試験に比べて事例が一層具体的詳細に与えられていることもあり、事実関係の立ち入った分析、検討とこれを踏

また法解釈の論述を試みた答案が比較的多く認められた。この点は新試験が求めている新たな分析能力であり、答案においてこのような志向が現れているのは歓迎すべきことであると考え。一方で、旧試験答案の大多数に認められた、抽象的法解釈—しかも断片的で不正確なもの—を機械的に暗記して、その上で問われている具体的法律問題との関係ではしばしば不正確ないし誤った論述を記載する類の答案は減少していたと思われる。

それでは、当方の出題意図と新試験の答案のレベルとの関係はどうであったか。出題意図、要求する解答水準に相当数が達していたとまでは言えない。当方の予定した水準に十分に達している答案はいまだ少数にとどまり、改善すべき余地はあるという印象である。先ほど述べたとおり、出題の意図の中には具体的な事実関係から法解釈にとって意味のある事実を抽出して、的確に要件該当性を検討するという作業が求められている。このような作業は刑事訴訟法の解釈に関する基礎的、体系的な学識を備えていることが当然の前提になった上で、単なる暗記ではなく、真の理解と応用能力を必要とする。そのような学力の養成、教育には刑事手続法の解釈について、まず、基礎的・体系的学習が不可欠であり、これに加えて、最高裁の判例、裁判例の単なる記憶ではない内在的な理解や分析が重要であろうと考えている。今回の出題も、幾つかの重要な最高裁判例あるいは裁判例を素材の一部として利用し、判例法理それ自体の内在的な理解、あるいは事案や態様を異にする場合の応用能力を試そうとしたのであって、それは、そのような事案、事実の分析能力こそが法律実務家に必要な能力の一つであり、法科大学院の教育もこれを目標に実施されるべきものだと考えたからである。

このような趣旨で問題を作ったが、先ほど申したとおり、十分にこれに応えるところまでいった答案は必ずしも多くはなかった。ここでいくつかの問題点を具体的に指摘したい。

例えば、警察官が職務質問の過程で、対象者の所持品を検査することができるかという問題を出したが、これについてはどの法科大学院でも必ず勉強するであろう最高裁の判例がある。多くの答案が最高裁判例の法解釈を援用した論述をしていた。しかし、その判例の行っている法解釈の位置付け、意味内容の具体的な理解にまで及ぶような答案、いかなる論理で条文に規定のない所持品検査が許される場合があると説明できるのかという点、あるいは、許される場合に、判例がいう必要性とか緊急性とか法益の均衡といった要件が要求されている理由は何かといった点についてまで判例の論理を内在的に理解して、その上で具体的な事例の当てはめを丁寧に行うというような極めて優れた答案も散見されたものの、他方で判例の用語の抽象的な文言を単に記述するだけで、事実に対する十分な検討やなぜそのような法解釈が導かれるのかについて十分な説明が欠如している答案も比較的多かった。なぜそうなったか憶測するに、判例の学習方法について、一部に判例の抽象的文言の憶え込みさえすれば良いといった誤った浅薄な傾向があるのかも知れない。出題の意図は、もとより判例の言葉を憶えているか否かを問うものではない。むしろその背後にある法的な思考方法、あるいは、思考過程の理解が決定的に重要なのであって、あえて述べれば、そのような判例に対する理解を明示した上であれば、判例とは異なった別のあり得る解釈論について、その可能性を示して問題を分析する答案であっても、解答としては差し支えないと考えている。

もう一つ例を挙げると、逮捕に伴う無令状の搜索、差押という刑事訴訟法に明文の規定がある重要な制度についての基本的な問題を出したが、これについては大きな説の対立がある。しかし、そのような見解の対立以前の問題として、そもそも搜索と差押という別個の強制処分をきちんと分けて考え、それぞれについて制度趣旨から首尾一貫した論述によ

って、条文の言葉である「逮捕の現場」、あるいは、「必要があるとき」といった文言を解釈して具体的事例を当てはめて結論を導くという、法律家として最も基本的な作業が不十分な答案も見受けられた。このような不適切な答案例からは、本来、すべての出発点になるべき刑事訴訟法という法律、法領域の体系的な理解、あるいは、確固たる理論的基礎に向けた教育が不十分なのではないかという疑問が生じる。ある条文の理論的、体系的意味や制度の趣旨に立ち返った真の意味での法解釈の筋道を考えて理解させることなく、説の対立の結論部分や、表面的で不十分な説明のみを平面的、並列的に憶え込みさえすればよいという悪しき学習、－これは従来旧試験で認められたところであるが、－そういう悪しき学習の弱点が露呈しているのではないか。この点はそのような教育をした教師と教材に責任があると思われる。教師がより一層教え方を工夫する、あるいは、根本に立ち返って考える必要があるのではないかと思われる。

繰り返しになるが、出題の意図には具体的に提示された事実関係を分析して、重要な事実を取り出して法解釈を行う能力の判定が含まれている。この点については、プレテスト、今回の出題においても、比較的良好な答案が認められたことは指摘しておきたい。例えば、警察官職務執行法の定めている挙動不審という要件、どういう場合に警察官は人を停止させて質問が出来るかという要件に当たる具体的事実については、与えられた事実関係を丁寧に提示して、当てはめを行う答案が比較的多く認められた。これはおそらく各法科大学院において、刑事手続の基礎教育、理論教育と平行して実施されている必修科目である刑事訴訟実務の基礎教育、具体的には事件記録等の教材を用いて事実関係の把握と法適用の訓練を行う必修科目が設けられており、この成果が現れているのではないかと思われる。

最後に、今後、法科大学院教育に求められるものについて述べる。この点については、先ほど答案について指摘した点そのまま当てはまる。あるべき適切な教育が継続され蓄積されていけば、その成果は、従来法曹養成、旧試験の解答の水準を抜くことになり、知的基礎体力と応用力を備えた法曹養成に結びつくことは、個人的には疑いないと考えている。ただ、先ほど申したような一部の誤った教育、学習態度があれば、早急に改めなければならない。判例についての理解、学習方法、学説、基本的な事柄についての勉強の仕方、理解の仕方について誤りがあれば、早急に改めるべきである。そのためには、特に、理論教育に携わる教員に、慎重、厳格な配慮と準備が要請されるべきであると考えている。なお、新試験はあくまで法律学の学識と応用力を試すものである。刑事訴訟法という科目のすぐれて実務的実践的性格からして、刑事実務に係わる基礎知識が身に付いているに越したことはないが、些末な実務技術的事項に目を奪われて基本となる法制度の理論的・体系的理解を疎かにすることは、本末転倒であろうと考えている。

今回の出題意図と期待する解答の水準は、あるべき法曹養成教育を達成する目標に即したものであるというのが、審査委員全員の共通認識であり、このような出題の仕方を根本的に見直すべき特段の点はないと考えている。なお、短答式試験についても、今般の刑事手続法に関する基礎的・体系的な知識と理解の有無を問うという基本方針を変えることなく適切な出題に努力したいと考えている。

それでは意見交換をお願いしたい。

問題を読むと、刑法、刑訴も大変よい問題だと思った。いずれも単に抽象的な理屈を訊くのではなく、両先生が言われたように具体的なケースの中でどう考えていくのかという

問いかけになっていて、これは、法科大学院教育に求められている理論と実務の架橋という趣旨を反映したものだと思う。ただ、今の説明の中にもあったが、具体的な事実関係の中で議論せず、論点について憶え込んだ理屈をそのまま書くということだと、これは、まだまだ法科大学院教育に期待されているところとは違うという気がする。その意味で、法科大学院における教育においても、抽象的な解釈論を説くやり方ではなく、あくまでも具体的な事実の中で考えていくトレーニングを進めていく必要があるという感想を持った。

実務で一番難しいのは、例えば、そもそも供述に現れたものが本当かどうかという事実認定であり、それは、今のシステムの中では生の事件を扱う司法研修所の教育、実務修習等の中で対応していくことになる。しかし、その具体的な事実関係を基にした上でのトレーニングも大変重要であると思う。そこで、私から尋ねたいのは、新しいシステムの下では、司法研修所における前期修習がなくなり、合格者がそのまま実務修習に入ることになるが、今までの修習生と対比し、今回の答案の出来はどうか、率直な御意見をお聞かせいただきたい。

今の御指摘は、刑法に関して申し上げれば、出題に当たって強く念頭においていた点である。刑事系科目第1問では、問題文に「具体的事実を示して」ということをあえて書き込んだが、これは、司法研修所の前期修習において力点が置かれてきた具体的な事実に対する法適用能力を身に付けさせる教育が前期修習がなくなることによって行われなくなり、新試験の合格者が直ちに実務修習に入ることを踏まえて、合格に必要なレベルとして要求したものである。今回の採点実感について先ほど話があったところは、私も同じような印象を持っており、具体的事実を踏まえた検討が出来ていたかという点に関してはやはり物足りなさを感じていることから、前期修習がなくなることを考えた場合には、不安がないわけではない。ただ、この具体的事実を踏まえた検討という点に関しては、これまでも司法研修所に入ってから教育によって、かなり短期間に補うことが出来ていた部分ではなかったかと考えている。したがって、新試験においても、先ほどの説明にもあったように出題趣旨を公表するなどしてメッセージを送ることによって、新試験で問われているポイントをきちんと受験生に明示することが出来れば、補うことが出来るのではなかろうか。個人的な見解であるが、司法研修所教官としての立場から不安に思っているのは、むしろ前提となる刑法の基本的な理解ないし知識に問題があるのではないかと、ということである。この点は司法研修所で教育することはほとんど不可能であることから、試験に合格した段階では既に身に付けてもらわないと困るのだが、残念ながら必ずしも十分だとはいえなかったという実感があり、こちらの方がむしろ不安である。なお、具体的事実を踏まえた検討という部分については、これからの出題の工夫などを通じて、より強いメッセージを送ることで補っていくことも考えている。

今の意見に若干補足させていただく。研修所では、全5教科共通の司法修習における基本的指導方針として、事実調査能力、事実認定能力、法的分析力及び表現力という4つの項目を掲げている。これまでの前期修習では、司法修習生に対し、実際の事件を素材として修習教材として適切な事実関係と証拠構造に作り直した白表紙という記録を与え、これによって、司法修習生に、証拠の形式や中身に具体的なイメージを抱かせるとともに、証拠から争点を含めた事案の問題点を把握しつつ犯罪事実及び情状事実を認定させ、その思考過程を記述させる、いわゆる起案を行ってきた。このような起案は、前記4つの項目

のうち、実務修習において指導すべき事実調査能力を除く、事実認定・法的分析・表現の各能力を訓練し指導するものであった。点から線への法曹教育に移行し、前期修習における前記指導の相当部分を法科大学院に委ねる以上、法科大学院においては、前記能力の向上を目指した指導を担っていただかなければならない。ただ、司法試験では、実施及び採点上の限界から記録による起案を実施することは出来ない。代わるものとして記録や証拠という形式ではないにしても、具体的事実を豊富に盛り込んで構成したシナリオ型の事例を出題し、その中から問題点を把握させ、その解決に必要な法的要件の解釈とこれに該当する具体的事実を抽出させることにより、法的分析・表現の各能力はもとより、最低限の事実認定能力を試すことは可能と考えた。これは同時に法科大学院教育の成果を試すとともに、今後の指導の方向性を示唆しようとしたものである。初回の試験では、そういう考え方を持って刑事訴訟法の作問に臨んだつもりである。

今回の刑事系の問題は、法的思考力の有無を問うものとして、大変工夫されたものになっていると思われる。これほどではないが、以前も、毎年のように出題方式の工夫を繰り返してはいた。しかし、圧倒的多数の受験生が自分たちで土俵を作って解答するという状況のため、結局のところは受験生が作った土俵の中で採点をし、そのために採点基準を変えざるを得ないということが繰り返されてきたのがこれまでの実態ではないかという感じがする。御説明をうかがうと、今回はさすがに法科大学院での教育成果もあって、それなりに光る答案、あるいは、見所がある答案というのも少なからず見受けられたということであるが、一方で、やはり従来型の丸暗記型、誤った勉強法、教育方法によって答案が書かれたのではないと思われるものも見られたということである。これは新司法試験の1年目でもあり、当然予想される状況であろうと思われるが、これからのことを考えると、法科大学院の教育をしっかりと受けて、努力を重ねてきた人が合格し、一方で、丸暗記の勉強あるいは誤った指導なり教育を受けた人たちは合格出来ないという結果が出て初めて、新しい制度の趣旨が生きてくるのではないかと思われる。具体的な数字では表しにくいと思われるが、そのような悪しき傾向が見られる答案、出題者から見てあまり好ましくない傾向が感じられる答案が、どれくらいの割合で見られるのかをお聞かせいただきたい。

刑法からの率直な感想を申し上げれば、今の質問に答えるのは非常に難しい。先ほど私はかなり厳しいことを申し上げたが、それは法科大学院の教育がそれなりの成果を上げていることを踏まえた上で、今後求められるべき事項に焦点を当てたためである。それなりの成果は上がっている。好ましくない答案は全体のどれくらいかということは一言には申し上げられないが、かなりできている答案は認められた。しかし、私どもが予定していたすべての点についてきちんとした論述を行うまでには至らなかった答案、あるいは、解答の中に、基本的な理解に欠けている論述があったため、積極的に評価できる部分とそうでない部分とが、いわば混在している答案が大多数であるというのが感想である。

私も同じような印象である。ただ、旧試験の採点の経験と比較すると、深みのない論述に終始し、全く同じような書き振りが目立った旧試験に比べ、今回の採点では、達成度の高い部分と基礎的な理解が足りない部分とが混在する答案も認められたものの、次にどんな分析を示す答案があるのかというような期待ができる部分があったといえる。

先ほどの話の中でロースクールへの要望があったが、出題、それから採点結果である合格者の決定がロースクールに対して与えるメッセージというのは大事であると思われる。

ロースクール生は先輩のうち、どのような勉強をした人が合格し、どのような勉強をした人が不合格になったかを見て、その例にならうことにならうかと思われる。このような意味では、今回の出題及び結果がロースクールに対し、どの程度のメッセージになったと先生方はとらえておられるのか。私は多くの法科大学院の授業を見学したが、ピンからキリまであり、先ほど先生方が話されたいい意味での教育をしているところから、教科書を読んで、学生は聞きながらマーカーでアンダーラインを引いているだけのような教育まで見てきたので、そういったところには、何とか直していただかないといけないと考えている。そこで、査査委員の先生方の考えておられる趣旨がうまくこの問題で伝わったかどうか、その実感を教えていただきたい。

こちらの意図としては、こういう問題をサンプル問題、プレテストに続いて出題し、出題の趣旨についても公表されることになるので、どのような能力が問われており、どのような教育が求められているのかということをしかりと伝えていきたいと思っている。また、このことは、今回の試験でかなり伝えられたのではないかとと思っている。しかし、どのような勉強をした受験生が合格したのかということによって伝わるメッセージについては、私どもとしてはなんとも申し上げ難いところである。

私の印象では1通の答案の中でよく出来ている部分と足りない部分とがある。規範の正しい理解と具体的な運用能力は車の両輪であり、両方出来て本当は完璧となる。ところが、なかなか受験生はそうはいかない。それぞれ受験生は弱点を抱えている。刑法の具体的な運用能力についてはきちんと教育されて一定の成果が上がっているが、具体的に出題された問題についての規範の理解が不正確であると、その部分の出来が悪いということになる。どのような受験生が合格されたのかということについては、一言では申し上げ難いところである。

これからはどうか。

私どもとしては、不適切な方法で勉強をした受験生は、結果として、合格しないような出題をしていく必要があると考えている。法科大学院の側でも、本来の法科大学院の趣旨により即応した教育を更に実施いただきたい。暗記本位で学んだ受験生の評価は低くなり、その結果として合格しないということである。こうした合否の結果によるメッセージも、法科大学院の学生によい形で伝わってほしいと思っている。

出題と同時に採点にも反映されるということか。

出題の趣旨にかなったことを書いているかどうかで、高い評価が与えられるかが決まるのであるから、当然採点にも反映されると考えている。

出題者の作った土俵の中で合格者を選抜できる状況に持って行けるように、今後も御工夫をお願いしたい。先ほど出た議論についてであるが、実務で司法修習生を指導している感じるものの一つに、実務修習では、実体法等のいわゆる法律の解釈等を指導するだけの

時間的なゆとりを十分に持つことは困難であり、実務的な問題の指導に重点を置かざるを得ない実情にあり、したがって、そういうところは実務修習の前の段階でしっかりと身に付けておいてほしいというのが実務で指導に当たっている者が共通に持っている感想ではないかと思われる。その辺りも今後の出題に当たって御配慮いただきたい。

先ほど車の両輪という話があったが、そのうち規範の正しい理解に関しては、実務家として間違いが許されない基本的部分を含んでいる。その意味では、基本的誤りを犯している者についてまでポテンシャルを買うというわけにはいかないのであって、きちんと能力として身に付けていなければならない部分があることを御理解いただきたい。これに対して、もう一方の具体的な運用能力、すなわち具体的事実を踏まえた検討に関しては、社会実態を正しく理解しているか否かの問題ということもできるので、ここはポテンシャルが非常に出る。非常によい事実のとらえ方をしているので、この人はこのまま勉強を続けて法規範の理解が伸びていけばよい法律家になるであろうと思われるポテンシャルは、ある程度測れると思われる。ただ、残念ながら実務家としては両輪がないといけないので、ポテンシャルを買って合格させるということには直ちにならないのが、法曹となる人を選抜する試験の難しいところではないかと理解している。

法科大学院及び受験生へのメッセージということで申し上げますと、これから発表される出題趣旨は非常に重要なものだと思っている。また、私ども考査委員としては、これからも積極的に出題の在り方を工夫していきたいと考えているので、1回目はこういう出題形式の試験だったから今後も同様の形式が続くのだとはなかなか言えない。むしろこちらが考えている出題趣旨をきちんと理解してもらえよう出題形式を工夫し続けていく必要があると強く感じている。